

「長鎖多価不飽和脂肪酸含有及びイミダゾリノン系除草剤耐性セイヨウナタネ LBFLFK」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和4年11月30日～令和4年12月29日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1件
4. 意見・情報及び食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答

| 意見・情報※ | 食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・わずか数十年程度の知見に限られている遺伝子組換え品については、中・長期的な影響はまだまだ判断できないはず。遺伝子組換え品は、100%の安全性が断言できるまで、使用を禁止すべき。 ・日本ではすでに500種以上の遺伝子組換え成分〔飼料用含む〕が承認されており、この数字はダントツの世界一のレベルと思われるが、これ以上増やすのはやめていただき、いったんすべての遺伝子組換え品の使用・流入を停止いただきたい。 ・これだけ多くの遺伝子組換え品を流通させているのに、健康影響を見るときは、いつも単品でしか見ていない。（残留農薬や添加物も含めた）複合影響も確認すべき。複合影響を検証できないなら、検証できるまで認めるべきではない。 ・従来の添加物と比較して、同 | <p>この食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行ったものです。</p> <p>本食品については、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき、挿入遺伝子の供与体は毒素産生に関する報告がないこと、挿入遺伝子が発現するタンパク質は毒性及びアレルギー誘発性を示さないこと、挿入遺伝子の塩基配列等を解析し目的以外の遺伝子が混入していないこと等について確認を行いました。</p> <p>また、栄養成分及び有害成分の、非組換えセイヨウナタネとの比較については、脂肪酸以外は特段の変化はなく、含有量が有意に高かった脂肪酸、新たに産生された脂肪酸について、それらの含有量が他の食経験のある食品の範囲内であることなどを確認しました。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>等であれば遺伝子組換え品でも認めるといふスタンス自体が、「遺伝子組み換え技術に不安はない」という空虚な自信に基づくもので、たまたま発見されていない（気づいていない）リスクを見逃しかねない。そもそも、人工的な添加物（一応安全とされている）と同等というのは、安全への免罪符となり得ない。</p> | <p>これらの結果、本食品は非組換えセイヨウナタネと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかったことから、人の健康を損なうおそれはないと判断しました。</p> <p>遺伝子組換え食品等を摂取することによる複合影響に関しては、従来品と比較し、安全性を個々に確認することで、食品としての安全性は担保されているものと考えております。</p> <p>また、遺伝子組換え食品等の使用等についての御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省へお伝えします。</p> <p>また、本審議結果（案）は、非組換えセイヨウナタネを比較対象として評価を行ったものであり、従来の添加物を比較対象としたものではありません。</p> |
|--|---|

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。